

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>（海上コンテナ貨物の積み荷に関する事項の出向前報告におけるコンテナの範囲等）</p> <p>15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（船荷証券等が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6346に定める形式コード「P0」）を含まない。</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の範囲）</p> <p>21-1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。</p> <p>イ 船舶等に積み込まれている貨物を当該船舶等の荷練り又は他の船舶等への積替えの都合上陸揚げする場合</p> <p>ロ～ト （省略）</p> <p>（仮陸揚貨物の積込み）</p> <p>21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、陸揚げした港等以外の港等で積み込むことが必要とされる場合において、<u>取締上支障がないと認められるときは、前記21-2の規定により提出された「外国貨物の仮陸揚届」に、便宜、法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</u></p> <p>なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関</p> | <p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p> <p>（海上コンテナ貨物の積み荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナの範囲等）</p> <p>15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（船荷証券等が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第4章2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6364に定める形式コード「P0」）を含まない。</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の範囲）</p> <p>21-1 法第21条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。</p> <p>イ 船舶等に積み込まれている貨物を当該船舶等の荷練り又は他の<u>外国貿易船等</u>への積替えの都合上陸揚げする場合</p> <p>ロ～ト （同左）</p> <p>（仮陸揚貨物の積込み）</p> <p>21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、<u>仮陸揚げされた貨物が、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記21-2の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を提出させ、便宜、これにより法第63条の規</u></p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保稅蔵置場</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (省略)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> | <p>定による保稅運送の承認を行って差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、<u>外国貿易船等に</u>仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保稅蔵置場</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (同左)</p> <p><u>ラ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第 4 条の 2 第 4 項、規則第 1 条の 6 及び規則第 1 条の 7 によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 物品の生産が<u>二以上の国又は地域</u>にわたる場合は、令第 4 条の 2 第 4 項第 2 号及び規則第 1 条の 7 の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の<u>国又は地域</u>を原産地とするものとする。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 規則第 1 条の 7 に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) （省略）</p> <p>(ハ) <u>関税率表の第 6 部又は第 7 部の物品について、化学的変換を伴う製造（生物工学的工程、粒径の変更、化学反応、蒸留、異性体分離、混合及び調合（専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。））であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるものに限る。）、標準物質の生産、精製を含む。)</u></p> <p>(ニ)～(七) （省略）</p> <p>(5) <u>2 種類以上の原料又は材料（以下「原材料」という。）を使用した一の国又は地域における製造であって、当該国又は地域を原産地としない物品をその原材料の全部又は一部とした製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第 1 条の 7 に規定する実質的な変更を加える加工若しくは製造に該当するとき、又は、重要な構成要素となる原材料が当該国若しくは地域を原産地とするものであるときは、当該物</u></p> | <p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第 4 条の 2 第 4 項、規則第 1 条の 6 及び規則第 1 条の 7 によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 物品の生産が<u>二国以上</u>にわたる場合は、令第 4 条の 2 第 4 項第 2 号及び規則第 1 条の 7 の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の<u>国</u>を原産地とするものとする。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 規則第 1 条の 7 に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</p> <p>(イ) 及び(ロ) （同左）</p> <p>(ハ) 関税率表の第 6 部又は第 7 部の物品について、化学的変換を伴う製造</p> <p>(ニ)～(七) （同左）</p> <p>(5) <u>自国産以外の 2 種類以上の原料又は材料（以下「原材料」という。）を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が規則第 1 条の 7 に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は規則第 1 条の 7 に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。</u></p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |             |  | 改正前  |             |  |
|---|-------------|--|--|-------------|--|
| <p><u>品のすべての原材料に対して規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造が行われたとみなすものとする。</u></p> <p><u>なお、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造に該当しないときは、当該重要な構成要素となる原材料の製造において実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国又は地域を原産地とするものとする。</u></p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>別表第1</p> |             |  | <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>別表第1</p> |             |  |
| 法令名   | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等  | 法令名  | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等  |
| イ.（省略）  | （省略）        | （省略）   | イ.（同左）   | （同左）        | （同左）   |
| ロ. 輸入制限、禁止関係<br>(イ)～(ト)（省略）   | （省略）        | （省略）   | ロ. 輸入制限、禁止関係<br>(イ)～(ト)（同左）  | （同左）        | （同左）   |
| (チ) あへん法<br>(昭和29年法律第71号)   | （省略）        | 第6条第1項ただし書に規定する国の委託をうけた者に厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」又はその写し | (チ) あへん法<br>(昭和29年法律第71号)  | （同左）        | 第6条第1項ただし書に規定する国の委託をうけた者に厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局</u> 監視指導・麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」又はその写し |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後                              |      |   | 改正前                              |      |  |
|----------------------------------|------|---|----------------------------------|------|--|
| (リ)～(ヲ) (省略)                     | (省略) | (省略)  | (リ)～(ヲ) (省略)                     | (同左) | (同左)   |
| (ワ) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年法律第183号) | (省略) | (1) 機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、「指定乳製品等輸入業務委託証明書」又はその写し<br><br>(2) 第18条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し<br><br>(3) 第18条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」又はその写し | (ワ) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年法律第183号) | (同左) | (1) 機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、 <u>機構理事長の印が押なつされた</u> 「指定乳製品等輸入業務委託証明書」又はその写し<br><br>(2) 第18条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、 <u>機構理事長の印が押なつされた</u> 「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し<br><br>(3) 第18条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、 <u>機構理事長の印が押なつされた</u> 「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」又はその写し |
| (カ)～(ク) (省略)                     | (省略) | (省略)  | (カ)～(ク) (同左)                     | (同左) | (同左)   |
| 別表第2 (省略)                        |      |   | 別表第2 (同左)                        |      |  |
| 第4節 特殊輸入通関                       |      |   | 第4節 特殊輸入通関                       |      |  |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(輸入食糧等の荷粉の取扱い)</p> <p>67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴って生じた荷粉の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 荷粉が農林水産省<u>農産局長</u>の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>(2) 荷粉が農林水産省<u>農産局長</u>の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>(3) 荷粉が農林水産省<u>農産局長</u>の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省<u>農産局長</u>の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>67の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物</p> | <p>(輸入食糧等の荷粉の取扱い)</p> <p>67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴って生じた荷粉の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 荷粉が農林水産省<u>政策統括官</u>の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>(2) 荷粉が農林水産省<u>政策統括官</u>の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>(3) 荷粉が農林水産省<u>政策統括官</u>の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省<u>政策統括官</u>の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>67の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物</p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>品があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第<u>6</u>号まで又は第<u>10</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(5) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第<u>8</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(注) 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第<u>6</u>号まで又は第<u>10</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(7) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第<u>8</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(注) 善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>(8) (省略)</p> | <p>品があるので留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第<u>5</u>号まで又は第<u>9</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(5) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第<u>7</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(注) 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第<u>5</u>号まで又は第<u>9</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(7) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第<u>7</u>号に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(注) 善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>(8) (同左)</p> |